

令和8年度世田谷区ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業委託業務 プロポーザル実施説明書

令和8年1月26日

本要領は、「世田谷区ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業委託業務」受託候補者のプロポーザル方式による選定について、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 件名

令和8年度世田谷区ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業委託業務

(2) 目的

本事業は介護サービス事業所職員の事務負担の軽減を図るため、公益社団法人国民健康保険中央会が運営するケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」という。）の導入を促進することにより、介護サービス事業所における生産性向上の取組を推進するものである。

令和8年度の導入過程を好事例として横展開することで、他の介護事業所における連携システムの活用促進及び生産性の向上を図る。

(3) 履行期間（予定）

契約締結の日（令和8年4月中旬）から令和11年3月31日まで。

※契約は単年度ごととし、各年度の本契約に係る予算の配当があること、業務の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

(4) 業務内容（予定）

業務内容は、プロポーザル後、選定された第一候補者の企画提案を踏まえ、区と受託者の協議により決定するものとする。なお、現在世田谷区が考える業務内容は下記のとおりとする。

【令和8年度】

① 介護サービス事業所に対する事業説明会の開催

対象介護事業所（ケアプランデータ連携システムの導入対象となる事業所をいう。以下同じ。）向けに連携システムの導入効果や事業目的を周知する説明会を2回開催すること（実施時期は5月と10月を予定）。また、開催方法はオンラインを原則とし、本事業の周知を目的とした広報用チラシの作成・配布、②のサポートサイト等を通じた録画配信にも対応すること。

② 対象介護事業所向けサポートサイト及びコールセンターの開設・運用

区内の対象介護事業所向けに動画等を活用したサポートサイト及び、対象事業所からの電話による問い合わせに対応するためのコールセンターを開設し、主に③に掲げる業務に効率的、効果的に対応し得るよう運用すること（開設時期は5月を想定）。

なお、コールセンターの開設曜日及び開設時間については、以下のとおりとする。

[開設曜日] 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

[開設時間] 午前9時から午後6時まで

③ 対象介護事業所に対する連携システム導入のための伴走支援

対象介護事業所における連携システム導入の完了まで支援を行うこと（伴走支援する事業所数は450事業所程度と想定）。支援の方法については対面（対象事業所への訪問）及びオンラインにより行うものとし、具体的支援内容としては、以下の内容を含むものとする。

【伴走支援】

- ・対象介護事業所のパソコンやタブレットの連携システム対応状況確認
- ・介護報酬請求用の電子証明書インストール
- ・連携システムのインストール
- ・介護ソフト導入支援
- ・介護ソフト設定確認
- ・連携システムのセットアップ
- ・事務フローの分析及び見直し提案
- ・現在使用している介護ソフトに応じた連携システムの操作説明
- ・連携システムの使用方法の個別レクチャー
- ・導入後フォロー
- ・対象介護事業所による関係事業所への連携システム導入の呼びかけ支援

上記を着実に実施するため、以下の説明会も組み合わせて伴走支援を行うこと。

- ・介護支援専門員向け事業説明会及びICT研修会
- ・介護ソフト別説明会

なお、対応曜日及び対応時間については、原則として以下のとおりとする。

[対応曜日] 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

[対応時間] 午前9時から午後6時まで

- ④ モデル事業所への連携システム導入等に伴う効果を定量化する調査の実施
他の介護サービス事業所等への横展開が期待できるモデル事業所を選定し、ヒアリング調査やタイムスタディ調査等を通じて、連携システム導入前後における業務内容や所要時間等を比較検証するなどの調査を実施すること。
- ⑤ 好事例集の作成
③の伴走支援により、連携システム導入の効果測定等を行ったモデル事業所又はグループの複数事例及び説明会・伴走支援の実施状況について、報告書形式の好事例集を作成すること。

【令和9年度】

【令和8年度】の業務内容のうち、①～③に同じ。

※①対象介護事業所については、介護情報基盤を活用する事業所に対象拡大。説明会の実時期は未定（世田谷区における介護情報基盤の運用開始に向けた準備状況等により決定）とする。

※②については、令和8年度に開設したものを継続して運用するとともに、本件委託業務における令和8年度の好事例や介護情報基盤に関する事項等の情報を適宜掲載するものとする。

※③の伴走支援においては、データ連携システムのケアプランデータ連携機能と介護情報

基盤との統合を見据えた対応（マイナンバーカードリーダー、対応ソフトウェアの導入及び設定に関する支援）を追加する。

【令和10年度】

① 対象介護事業所向けサポートサイト及びコールセンターの運用

区内の対象介護事業所向けに動画等を活用したサポートサイト及び、介護情報基盤を介して提供される介護保険資格確認等WEBサービスの利活用に伴う当該対象事業所の利用者情報の閲覧並びにデータ共有に関する個別のエラー等に関する問い合わせ対応のためのコールセンターを運用する。

[開設曜日] 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

[開設時間] 午前9時から午後6時まで

② 対象事業所に対する介護情報基盤に関するシステム等導入支援

令和9年度までにデータ連携システム、介護保険資格確認等WEBサービスを利活用するために必要となる機器やソフトウェア導入に未対応の事業所に対し、対応完了までの支援を行うこと（支援する事業所数は未定（令和9年度の状況により判断する）。支援の方法については対面（対象事業所への訪問）及びオンラインにより行うものとし、具体的支援内容（令和7年度における想定）としては、以下の内容を含むものとする。

【伴走支援】

- ・対象介護事業所のパソコンやタブレットの対応状況確認
- ・介護ソフト導入支援
- ・介護ソフト設定確認
- ・マイナンバーカードリーダー導入支援
- ・システムのセットアップ
- ・事務フローの分析及び見直し提案
- ・現在使用している介護ソフトに応じた連携システム及び介護保険資格確認等WEBサービス利用のための操作説明
- ・連携システム及び介護保険資格確認等WEBサービスの使用方法の個別レクチャー
- ・導入後フォロー

なお、対応曜日及び対応時間については、原則として以下のとおりとする。

[対応曜日] 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

[対応時間] 午前9時から午後6時まで

2 提案限度額

令和8年度 29, 827, 875円（消費税込み）

※令和9年度と10年度の契約予定金額は未定であるが、提出する見積書には上記（4）の業務内容を参考のうえ令和9年度と10年度の予定金額も記載すること。

3 プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、世田谷区内の各介護サービス事業所の現状を踏まえたきめ細かな支援を行った

め、受託者には連携システムに関する専門的な知識や他自治体での同種の業務の経験が求められ、受託者の能力・経験によって事業の成果が大きく左右される性質の業務である。

そのため、価格のみの競争による入札ではなく企画提案書に基づいて提案事業者の実行能力等を比較審査し、優れた事業者を受託者の候補者として選定する必要があることからプロポーザル方式を採用する。

4 審査委員会

委託先の候補者を選定するため、審査会設置要綱により審査委員会を設置する。

5 プロポーザルに参加できる者の資格

令和8年1月26日現在、次に掲げる条件を満たす法人とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 令和5年度以降、本業務と同種の業務の受託実績があること。
- (6) 「世田谷区ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業委託業務プロポーザル審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員長 山戸 茂子（高齢福祉部長）

委 員 佐藤 秀和（高齢福祉部高齢福祉課長）

委 員 横尾 拓哉（高齢福祉部介護予防・地域支援課長）

委 員 箕田 裕子（高齢福祉部介護保険課長）

委 員 内田 潤一（北沢保健福祉センター保健福祉課長）

6 プロポーザルのスケジュール（予定）

○手続き開始の公告	令和8年1月26日（月）
○説明書交付期間	令和8年1月26日（月）～2月6日（金）
○参加表明書の提出期間	令和8年1月29日（木）～2月6日（金）
○プロポーザル招請通知	令和8年2月10日（火）
○質問書受付期間	令和8年2月12日（木）～2月18日（水）
○質問回答書送付	令和8年2月24日（火）
○企画提案書の提出期間	令和8年3月2日（月）～3月6日（金）
○書類審査期間	令和8年3月9日（月）～3月13日（金）
○審査結果の送付	令和8年3月中旬
○契約予定期	令和8年4月中旬

7 手続き等

（1）説明書の交付

①交付期間

令和8年1月26日（月）から2月6日（金）

（土・日曜、祝日を除く9時から17時まで）

②交付場所

高齢福祉部介護保険課窓口及び世田谷区ホームページ

HP : 世田谷区ホーム > 検索・メニュー > 分類から探す > 区政情報 > 契約・入札情報 >
発注情報 > 現在実施中のプロポーザル情報 > 福祉・健康 > 令和8年度世田谷区ケア
プランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業委託業務プロポーザルの
実施について

③交付方法

上記窓口にて希望者に無償で交付する。また世田谷区ホームページに掲載する。

(2) 参加表明書の受付期間、提出書類、提出先及び方法

① 受付期間

令和8年1月29日（木）から2月6日（金）まで必着

（持参の場合は、土・日曜、祝日を除く9時～17時まで）

② 提出書類

・参加表明書【様式1】

・入札参加資格審査受付票

・納税証明書（都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書）

※発行年月日から3か月以内

・会社の概要がわかるパンフレット等

・令和5年度以降、本業務と同種の業務を受託したことを証明する書類（契約書、仕様書の写し）

③ 提出先及び提出方法

高齢福祉部介護保険課窓口に持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、書留等、送達確認できるものに限る。

(3) 企画提案書の提出者を選定するための基準

企画提案書の提出者の選定にあたっては、参加資格の確認のみを行う。

(4) プロポーザル招請通知の送付

参加表明書類提出後、区が参加資格の確認を行い、参加資格を満たす事業者全てに、令和8年2月10日（火）17時までにプロポーザル招請通知を電子メールにより通知する。参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を電子メールにより通知する。万一、上記日程までに電子メールによる通知がなかった場合は、事務局まで連絡すること。

(5) 質問の受付及び回答

① 受付期

令和8年2月12日（木）から2月18日（水）まで（最終日の17時必着）

② 質問方法

【様式2】「プロポーザル質問票兼回答書」を電子メールに添付し担当課あて送付すること。件名は『世田谷区ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業委託業務プロポーザル質問』として件名の末尾には会社名を明記し、電子メール送付後、区に

確認の電話をすること。なお、電話、口頭での質問には応じない。

③ 回答方法

質問事項を取りまとめ、令和8年2月24日（火）17時までに、区より招請通知を送付した全員に対し、受け付けた全ての質問に対する回答を、電子メールにより送信する。

（6）企画提案書の受付期間、提出先及び方法

① 受付期間

令和8年3月2日（月）から3月6日（金）まで（最終日の17時必着）

② 提出書類

ア 企画提案書

- ・2部（正本1部、副本1部）
- ・30ページ以内（表紙除く、カラー可）で作成、様式自由。
- ・表紙にあて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、社名（正本のみ）を記載すること。
- ・会社名その他提出者が容易に特定できる情報は、提案書の正本にのみ記載し、副本には全てのページについて、提出者を特定又は推測させるような記述やロゴマーク等を削除するか黒塗りして完全に見えないように隠すこと。

イ 参考見積

- ・各年度、正本1部
- ・A4サイズ

③ 提出方法

電子メールによる。

（7）企画提案書に求める内容

本業務を実施するうえでの基本的な考え方や取組方法等を審査するため、仕様書を踏まえて作成し、提出すること。

① 課題認識

- ・データ連携システム普及、介護情報基盤への統合に係る介護事業者の課題と対策

② 実施計画

- ・仕様書記載の業務内容に対する具体的取組方法

③ 実施体制

- ・本業務の実施に係る業務責任者の知識、業務経験、人員配置、役割分担、連絡体制等

④ 実施工程

- ・本業務の実施に係るスケジュール、作業工程

⑤ 業務実績

- ・令和5年度以降、本業務と同種の業務の受託実績

8 企画提案書を特定するための審査方法、評価基準

企画提案書等の審査は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき書類審査により実施する。なお、参考見積は、提案内容との整合性を確認するため

のもので、価格の高低による差異は評価の対象としない。評価基準は次のとおり。

(1) 課題認識

- ・ケアプラン連携システム普及、介護情報基盤への統合に係る介護事業者の課題等を十分に理解しているか。

(2) 実施計画

- ・本業務の仕様書を十分に理解し、それぞれの業務内容の実施方法について具体的な取組内容になっているか。

(3) 実施体制

- ・本業務を実施するにあたり、十分な知識と経験を有する責任者が配置されているか。
- ・配置人員、役割、区との連絡体制等は妥当性があるか。

(4) 実施工程

- ・本業務に関するスケジュール、作業工程が明確に示されているか。
- ・本業務の目的達成に向けて合理的な計画となっているか。

(5) 業務実績

- ・他自治体での同種の業務実績の内容や結果が良好であるか。

(6) 資料構成

- ・資料内容が分かりやすく、効果的な構成になっているか。

(7) 参考見積

- ・提案内容との整合性は取れているか。

9 審査結果の通知

提案に対し最も高い評価を得た提出者を委託候補者として選定する。審査結果は令和8年3月中旬を目途に電子メール及び郵送により企画提案書を提出した者に通知する。

10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 当該業務に直接関連する業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 7（1）と同じ
- (6) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 区は、本件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 本件に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (9) 本件に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は、応募

者の負担とする。

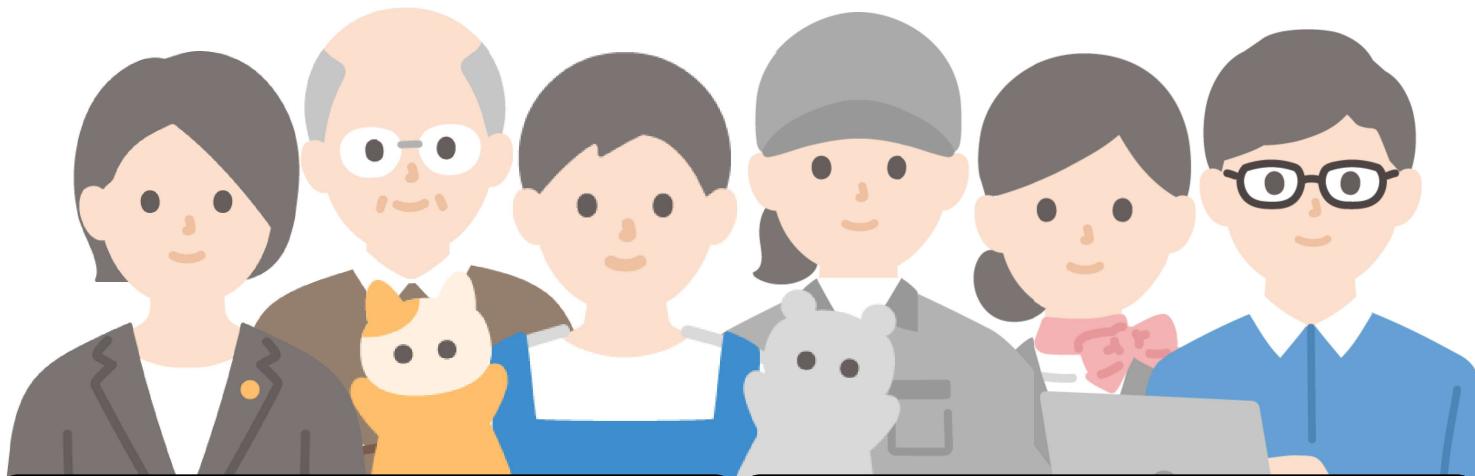
- (1 0) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された企画提案書の内容に拘束されないものとする。
- (1 1) 参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
- (1 2) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。受託者は区の承諾なしに使用又は公表してはならない。
- (1 3) 区との契約では予定価格 2, 000 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

1 1 本件担当

世田谷区高齢福祉部介護保険課事業者支援担当 担当 安田・横倉
住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
電話：03-5432-2884 FAX：03-5432-3042
(土日、祝日を除く8時30分から17時15分まで)
E-mail：電子メールアドレスは、プロポーザル招請通知にて通知する。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には **「労働報酬下限額」** が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件（※）の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《労働条件確認帳票》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めていきます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《労働報酬下限額周知カードの配布》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,610円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,610円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。

【様式1】

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

世田谷区高齢福祉部
介護保険課長 あて

所 在 地
会 社 名
代 表 者 印

「令和8年度世田谷区ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業委託業務」のプロポーザルに参加したいので、参加資格を満たすことを誓約し、関係資料を提出します。

1 提出書類

- ・入札参加資格審査受付票
- ・納税証明書(都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書)
※発行年月日から3か月以内。
- ・会社の概要がわかるパンフレット等
- ・令和5年度以降、同種の業務を受託したことを証明する書類(契約書、仕様書の写し)

2 連絡担当者

所属 :

氏名 :

電話 :

電子メール :

**令和8年度世田谷区ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業委託業務
質問書兼回答書**

※参加表明書を提出している事業者に限り、提出可能です。

※「文書名」、「頁」、「質問箇所」欄は、区から配布した資料に該当箇所がある場合は必ず記入してください。

※必要に応じて行を追加してください。また、欄が小さい場合はセルの高さを変えてください。

※**令和8年2月18日(水)17時まで**に、電子メールにて提出してください。

※電子メール送付後、区担当あて確認の電話を入れてください。

事業者名

--

提出年月日:令和●年●月●日

NO	文書名	頁	質問箇所	質問件名	質問内容	世田谷区回答
例	実施要領兼説明書	1	1(3)業務内容	○○について	○○は△△△か。	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						